

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会評議員選任委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款（以下「定款」という。）第7条第7項に規定された、協議会評議員選任委員会（以下「委員会」という。）における評議員の選任・解任手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の構成)

第2条 委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

2 会長又は常務理事は、委員会に出席しなければならない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第7条第2項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員の選任)

第4条 委員は、理事会の決議によって選任し、会長が委嘱する。

(委員の解任)

第5条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(委員の報酬等)

第6条 委員の報酬は、これを支給しない。ただし、評議員会において別に定める費用弁償等の支給基準に従って、算定した費用弁償を支給することができる。

(招集)

第7条 委員会は、会長が招集する。

(招集通知)

第8条 会長は、委員会の日の1週間前までに、各委員に対して書面でその通知を発しなけ

ればならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(委員長)

第9条 委員会の委員長は、当該委員会において委員の中から選出する。

2 委員長は、委員会の議長とする。

(評議員の選任)

第10条 評議員の選任は、次の各号の手続を経るものとする。

- (1) 理事会は、理事会で決議された様式1「次期評議員候補者推薦書」を委員会に提出する。
- (2) 会長又は常務理事は、「次期評議員候補者推薦書」記載事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。
- (3) 委員会は、理事会より提出された「次期評議員候補者推薦書」について審議を行い、評議員の選任について決議を行う。

(評議員の解任)

第11条 評議員の解任は、次の各号の手続を経るものとする。

- (1) 会長又は常務理事は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第12条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第13条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は書面をもって作成し、出席した委員長及び委員が記名押印しなければならない。
- 3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 委員会が開催された年月日及び場所
 - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 委員会に出席した理事の氏名
 - (4) 委員会の委員長が存するときは、委員長の氏名
- 4 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成28年12月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

